近畿自動車道天理吹田線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道天理吹田線の松原インターチェンジから吹田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
近畿自動車道松原那智勝浦線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道松原那智勝浦線の長原インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
中国縦貫自動車道と四国縦貫自動車道を、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジ又は西宮山口ジャンクションから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ又は神戸西インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
四国縦貫自動車道と第二京阪道路を、四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジと第二京阪道路の京田辺松井インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
四国縦貫自動車道と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号を、四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
中央自動車道西宮線と今治小松道路を、中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ、豊中インターチェンジ又は西宮インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
近畿自動車道天理吹田線と今治小松道路を、近畿自動車道天理吹田線の松原インターチェンジから吹田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
近畿自動車道松原那智勝浦線と今治小松道路を、近畿自動車道松原那智勝浦線の長原インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジまでの間の各インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
中国縦貫自動車道と今治小松道路を、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジ又は西宮山口ジャンクションから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ又は神戸西インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
第二京阪道路と今治小松道路を、第二京阪道路の京田辺松井インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
今治小松道路と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号を、今治小松道路の東予丹原インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから五日市インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、玖珂インターチェンジ又は熊毛インターチェンジと四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
四国縦貫自動車道と広島岩国道路を、四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジと広島岩国道路の廿日市インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
四国縦貫自動車道と広島呉道路を、四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジと広島呉道路の呉インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。

1．［2］⑵⑫ニを次のとおり改める。

ニ　適用する期間

平成21年３月28日から平成26年３月31日までとする。

ただし、関西国際空港連絡橋については西日本高速道路株式会社が別に定める日から本割引を適用する。

1．［2］⑵⑫ニの次に次のとおり加える。

ホ　その他

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として新たな乗継特例を定めることができる。

1．［2］⑵⑬ニのうち、「平成30年３月31日まで」を「西日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。

1．［2］⑵⑬の次に次のとおり加える。

⑭　特別区間等における割引(Ⅲ)

イ　割引をする自動車

全自動車。

ロ　割引額

(ｲ)　関門特別区間等

割引額は次表のとおりとし、⑴①イ(ﾛ)イ）Ａ及びＢの表中に定める関門特別区間及び近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの１キロ当たりの料金の額を減じるものとする。

（単位：円）

区間 車種	関門特別区間	近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまで
軽自動車等	31.52	11.808